

咸豐三年（一八五三）八月十五日

注＊本文書は「別録一七」の咨覆である。語注は「別録一七」参照。

（1）貴司の咨「別録一七」。

（2）荼毒害毒。

（3）苦喚苦しんでわめくこと。

（4）松江府江蘇省のうち。長江河口南岸に位置する。現在の上海市の一部。

（5）錢文琦 咸豐三年（一八五三）にアメリカ船で来航し、ベツ

テルハイムと同居して通訳をつとめた中国人。咸豐四年（一八五四）七月にベツテルハイム一家とともに琉球を去った。

なお、「伯德令其他往復文」（沖縄県立図書館東恩納寛惇文庫）に、咸豐三年五月二十八日付け那霸地方官宛ての書簡があり、「松江府学廩膳生」と記されている。

（6）金善明 錢文琦とともに咸豐三年に来航した中国人通訳。

（7）謀を同にして共同謀議して、の意。

（8）疆圉 疆は土地（領土）の境界、圉はくにざかいの辺境地帯。

内外の境界、国境。

（9）宗祐 宗は祖先のみたまや、祖先、おおもと。祐は廟（みたまや）の門内で先祖を祀る祭り。宗廟。

別録-19

琉球國中山王世子尚泰より福建布政使司あて、被理（ペリー）

艦隊の琉球来航の経緯と米英人の動向（貯炭所の開設、首里城への入城、伯徳令との往来等）について報告し、逗留米英

人の退去方に付き救援を乞う旨の咨文

（咸豐二《一八五三》、九、十九）

琉球國中山王世子尚泰（泰）、咨請する事の為にす。

照らし得たるに、咸豐三年四月十九、二十一、二十三等の日に、亞美理堅の提督、火輪船一隻に坐駕し、兵船四隻を率同して、先後して國に到る有り。隨即に官に委して來歴を訪ね問わしむるに、通事の口称に拵るに、本船は亞美理堅の欽差大臣兼水師

提督被理の坐する所に係る。其の余の四隻は、其の属官の坐する所に係る。本月初十日、上海縣に在りて一齊に開船し、直ちに貴

国に到る。現在、各船の一切の日用の物件は、特に脚船を撥して開單して需索すれば、必ず遅滞して便ならざる有り。小官五、六名をして上岸して寄居せしめ、以て物件を備辦するに便ならしめんことを乞う。事は提督大人の鈞諭に関わる、等の由あり。隨いで著して其の寄居するを辞せしむるも、該提督は聽從するを肯ぜず。乃ち二十三日に於て、強いて小官三名をして上岸して居住せしむ。

嗣いで提督の啓稱に拵るに、本月三十日を定めて官兵を携帶

し、進みて王宮に到りて大臣と面会し、以て物件を備辦するの謝を鳴せんとす、等の由あり。当即に官に飭して文を貢え、他の公廨に在りて相い会し鳴謝するを懇請せしむるも、該夷は大いに怒りて允さず。三十日に至りて、果たして兵卒を提いて浩浩蕩蕩として擅^{ほし}自^{いま}に宮中に闖進す。敝国は力の支^{ふせ}ぐべき無ければ、乃ち大臣に着して該夷と相い会せしむ。既に謝礼を行い、又、告ぐるに、和を通じ好^{よろみ}を結ぶを以てす。隨即に由を具えて請辞すれば、該夷は默然として兵を引いて帰る。

五月二十二日、又、亞船二隻到来す。一船には華人二名を搭有し、擅^{ほし}自^{いま}に上岸して呴嚙^く吟と一室に同居す。該船二隻は未だ幾ばくならずして回り去けり。

五月二十五、二十六等の日に至りて、該提督の船は原船三隻を率同し、先後して開去するも、乃るに一隻を留めて國に在らしむ。六月二十、二十二等の日に至りて、該提督の船は原船二隻を率同して先後して再び來たる。一船は駛して何れの處に去^ゆくやを知らず。

旋^ついで提督の啓称に拋るに、小官の居る所の近辺に於て、廠^工一間を起こして煤^{くろ}炭^{たん}を収藏し、又、貴國の各様の土布・漆器・磁器等の物を收買するを准^{そな}せんことを乞う、等の由あり。隨いで着して文を貢えて請辭せしむるも、該提督は艶然として大いに怒り、乃ち云う。倘^{すなわ}し請う所を允^{ゆる}ざれば直ちに王宮に入り、親^{みずか}ら國王に見えて陳請すべし、と。意は必ず行うに在り。敝国は法と

して施すべき無ければ、暫く着して准^{そな}行せしむ。二十七日に於て、該提督の船は原船二隻を率同し、放洋して回り去けり。七月初二日、又、亞船一隻有り。煤炭を装運して廠内に収藏し、未だ幾ばくならずして開去せり。

七月初六日、又、亞國の火輪船一隻到来する有り。十六日に於て、開洋して回り去けり。留まる所の亞船一隻は、訪ね聞きたるに、近日開洋して回り去かんとす。即ち飭して船に在るの亞官に、留まる所の小官三名を携帶し一同に回り去かんことを懇請せしむるも、該官は聽從するを肯^{がえん}ぜずして、却て称すらく、提督は曾て命ずる有り、仍^よつて亞人八名・華人四名を將て上岸し加留せしむ、と。八月二十九日に于て、開船して回り去けり。現に今、一十五名は國に留まりて未だ回らず。

査するに、該亞國の提督は兵船數隻を率同し、意に任せて往来し、遂に小官等をして上岸して寄居せしむ。併びに一廠を起こそし、煤炭を收貯す。甚だしきに至りては、事に託して宮に入り、且つ咲入の呴嚙吟と往来して絶えず。其の心は以て窺測し難し。日後、其の凶暴如何なるやを知らず。憂慮深切にして寢饋安んじ難し。

現在、該呴嚙吟は尚お未だ撤回せず。屢々^{しばしば}經に咨請して煩擾せしむるも、而も又、此これが為に籲請するは深く恐懼たり。但だ敝國は海隅に僻處すれば、全く天朝の德威に仗りて永く太平を享けんとす。今、已に此の如ければ、固より以て委曲哀請して其の救

援を求めるを得ず。

統べて祈るらくは、貴司、情に拠りて督兩院に転詳し、妥為く査辦せしめ、亞酋に告諭して迅やかに船隻を撥し、小官等一十五名を接取して回籍せしめ、敝國をして以て安靖を得せしめんことを。

茲に接貢の閾に入るに際り、理として合に咨請すべし。此が為に備に貴司に咨す。請煩わくは、査照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

咸豐三年(一八五三)九月十九日

注*ペリーの最初の那覇来航については『評定所文書』一五〇一号「亞船來着ニ付那覇ニ而之日記」などを参考のこと(『沖縄県史料 前近代2 ペリー来航関係記録1』(沖縄県教育委員会、一九八一年)所収)。

(1) 亜美理堅の提督 アメリカ合衆国の提督。ペリー提督のこと。

(2) 火輪船二隻 蒸気船のこと。ここではペリー艦隊の旗艦サスケハナ号。

(3) 兵船四隻 ミシシッピー号、サプライ号、カプリース号、ブレンダ号。

(4) 被理 ペリー。マシュー・カルブレイス・ペリー (Matthew Calbraith Perry)。彼理とも。一七九四～一八五八年。米国東印度艦隊司令官。日本開国交渉のため特命全権大使として、一八五三年五月、兵船四隻を率いて那覇に来航。七月には江戸湾へ向かつた。その間、小笠原調査、首里城強行訪問を行つて

いる。五四年三月に日米和親条約、その後琉米修好条約を締結した。五四年七月に帰国するまで、ペリー艦隊は五度も那覇に寄港し、日本・琉球との條約交渉の基地として利用した。なお五四年七月、ベッテルハイムはペリー艦隊とともに帰国した。

(5) 浩浩蕩蕩 大規模で勢いのよいこと。止めようのない勢い。

(6) 闖進 突然現れて不法に進入してくる。急に入る。闖入する。

(7) 廰一間 廰は倉庫。石炭貯蔵庫。天久寺近くに建てられた。「亞船來着ニ付那覇ニ而之日記」六月二十一日の日記に「右寺(天久寺)近辺へ石炭貯蔵候藏一軒」とペリーより石炭貯蔵庫の設置要請があつたことが記され(『沖縄県史料 前近代2 ペリー来航関係記録1』17頁)、琉球側はいつたん断つたもののペリー

に恫喝されて小屋を作つた。三十日の日記には「石炭入木屋」が完成したことを報告したことが記されている(『同』51頁)。

(8) 煤炭 石炭。

(9) 脣然 むつとする、怒るさま。

(10) 陳請 請願。陳述して要請すること。

(11) 法として施すべき無ければ 方法がないので。取るべき手段がないので。

(12) 加留 滞留者を増やすこと。

(13) 煩擾 邪魔する、わざらわせる、面倒をかける。「咨請して煩擾せしむるも」は咨文で(何度も)要請してこの迷惑をおかけいたしますが、の意。

(14) 籠請 こいねがう。要請する。